



WAKAMATSU  
OFFICE

# 若松税理士事務所通信

令和 5年 5月号 No.120

## <ごあいさつ>

新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いているようですが、GW期間中の影響が今後気になるところです。なお、今後も基本的な感染防止対策に心がけていきましょう。お体ご自愛下さい。

## <経営セーフティ共済について>

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

### 【経営セーフティ共済の安心の4つのポイント】

#### ①無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額です。

#### ②取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

#### ③掛金の税制優遇で高い節税効果

掛金月額は **5,000円～20万円まで**自由に選べ、**増額・減額**できます。なお、掛金の**前納・掛止め**も可能です。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。⇒※法人が損金に算入する場合及び個人事業主の方が必要経費として算入する場合には、一定の条件があります。また、**1年以内の前納掛金**も払い込んだ期の損金または必要経費に算入できます。

#### ④解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。⇒※法人の場合は益金の額、個人の場合は事業所得の収入金額となります。

## <5・6月の税金関係>

- ① 3月決算の確定申告・9月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 自動車税の納付…5月末日
- ④ 源泉所得税（納特）の納付・・・7月10日まで
- ⑤ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出・・・7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新・・・7月10日まで

## <若松家の出来事>

現在、長男（小5）、次男（小4）、長女（小1）、三男（年少）の父親として育児に奮闘しております。

今年は、長女が入学、三男が入園でした。この三年間はコロナ禍の影響により色々制限がありましたが、今年はそれぞれの入学式・入園式に出席できました。

4月は仕事が一段落したこともあり、久しぶりに家族みんなで外出をすることができるようになりました。

シティロゲ in 下関に参加してきました。下関駅～唐戸近辺を中心に行われましたが、下関の魅力を再発見することができました。ただ、スタートすぐに始まった三男の抱っこ格闘しながらのイベントでした。また、毎年恒例の竹の子掘りでは、今年はイノシシの被害により少ししか掘れませんでした。今後も、諸先輩方には、子育て等色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

